

社会福祉法人明翠会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明翠会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事であり、役員等とは理事、監事及び評議員をいう。
2. この規程でいう特定役員とは、理事長及び業務執行理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 特定役員については、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 特定役員以外の常勤理事については、給与、賞与、退職金を支給する。
- (3) 非常勤理事については、業務に応じた報酬及び費用弁償金を支給する。
- (4) 監事及び評議員については、出勤日当及び費用弁償金を支給する。

(特定役員の報酬等の算定方法)

第4条 特定役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、当法人給与規定第7条の規定に準ずる額

(特定役員以外の常勤理事（職員理事）の報酬等の算定方法)

第5条 特定役員以外の常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 給与については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、職員賞与を参考にして算定した額
- (3) 退職金については、職員退職金を参考にして算定した額
- (4) 通勤手当については、当法人給与規定第7条の規定に準ずる額

(非常勤理事の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤理事の報酬等の額は、次の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 別表3に定める業務に応じた報酬額
- (2) 別表3に定める評議員会及び理事会に出席した場合の費用弁償金

(監事及び評議員に対する費用弁償金)

第7条 監事及び評議員に対する費用弁償金は、別表4に定める。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 特定役員及び理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人給与規程第3条2項に準じた日とする。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに特定役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 特定役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数等を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

4. 本条第2項の規定にかかわらず、特定役員が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その生じた時点で切捨のとする。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月21日から施行する。

この規程は、平成29年8月23日に改定する。

この規程は、令和元年6月20日に改定する。

この規程は、令和3年12月14日に改定する。

別表1 (特定役員の報酬)

理事長の報酬	月額1,200,000円を上限として、評議員会で決議された額
業務執行理事の報酬	月額1,200,000円を上限として、評議員会で決議された額

*-1 社会福祉法人明翠会役員退職金に関する規程は廃止し、退職金は報酬に含ませる。

*-2 報酬の額=報酬月額+報酬月額/12+税金補正

*-3 業務執行理事就任時、それまでの退職金を支払い精算する。

別表2 (特定役員以外の常勤理事の報酬)

報酬(給与)	月額800,000円を上限として、評議員会で決議された額
--------	------------------------------

別表3 (非常勤理事の報酬)

業務に応じた報酬	月額100,000円を上限として、評議員会で決議された額
理事会及び評議員会に出席の費用弁償	5,000円を上限とする

別表4 (監事及び評議員の日当及び費用弁償額)

法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円を上限とする
理事会及び評議員会に出席の費用弁償	5,000円を上限とする